

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年12月 4 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 市長招集挨拶
日程第 5 議案第59号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第60号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
日程第 7 議案第61号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8 議案第62号 愛西市火災予防条例の一部改正について
日程第 9 議案第63号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第10 議案第64号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第65号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第66号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について
日程第13 議案第67号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
日程第14 議案第68号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
日程第15 議案第69号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
日程第16 議案第70号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第17 議案第71号 令和 2 年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第18 議案第72号 令和 2 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷺 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	保 険 福 祉 部 長	近 藤 幸 敏 君
健康子ども部長	小 林 徹 男 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善

午前9時30分 開会

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（島田 浩君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、11番・鬼頭勝治議員、12番・鷺野聡明議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月25日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷺野聡明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月25日に正・副議長にも御出席をいただき、開催いたしました結果、会期は本日12月4日から12月24日までの21日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月24日までの21日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月24日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

議長より報告をいたします。

監査委員より、令和2年4月から令和2年9月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和2年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

早いもので、令和2年も残すところあと20日あまりとなりました。今年は年明けから新型コロナウイルス感染症拡大で世界は様相を一転し、依然としてその収拾の兆しが見えない状況でございます。

また、新型コロナウイルスの第3波が猛威を振るい、感染者は日に日に増加をしており、日本経済は再び試練に立たされております。

市におきましても、経済状況の悪化で市税の減収が見込まれるだけではなく、市民生活にも大きな影響を与え続けるのではないかと大変懸念をしております。

こうした厳しい状況にありますが、市といたしましてはコロナ対策はもちろんのこと、直面する課題を克服するため、国・県等の動向を注視し、新たな財源の確保を積極的に行いつつ、持続可能な行財政基盤の確立に向け専念をしております。

それらを踏まえ、令和3年度の予算立案につきましては、必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況に鑑み、既存事業を検証し、経常的経費の一層の削減に取り組み、前例を踏襲するのではなく、制度・政策そのものの休止・廃止を含め予算編成に当たるよう各部局に指示を出すとともに、コロナ終息後を見据え、新しい生活様式を踏まえた視点で予算編成作業を進めさせていただいております。

今議会におきましては、引き続きコロナ対策の強化を進め、安全・安心、維持回復を第一に、新生児子育て応援給付金の対象期間を来年3月まで延長することをはじめ、感染症の影響で市役所の業務低下を防ぐリモートワークの実施ができる環境整備、コロナ禍において人との接触

を減らす窓口でのキャッシュレス決済、市税・保険税等のスマートフォン決済等の補正予算を上程させていただいておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会に提案を申しあげている議案につきましては、条例の一部改正4件、規約の変更1件、指定管理者の指定5件、補正予算4件、計14件でございます。

各議案の内容につきましては、各担当部長より説明をさせていただきますので、御審議をいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・議案第59号（提案説明）**

**○議長（島田 浩君）**

次に、日程第5・議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

それでは、議案第59号について御説明申し上げます。

議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは愛西市立田図書館を廃止するため、改正の必要があるからでございます。

改正内容につきましては、資料2の一部改正の概要を御覧いただきたいと存じます。

愛西市立田図書館の利用状況を考慮し、廃止するものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第60号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第60号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

議案第60号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、遺児手当の支給開始月に関する特例を設けるため改正する必要があるからでございます。

議案第60号、資料2を御覧ください。

愛西市遺児手当支給条例の一部改正の概要。

第1の改正の概要は、遺児手当の支給開始月に関する特例を設けるものでございます。

第2の改正の理由は、災害その他やむを得ない理由による遺児手当の認定の申請の遅延に対応するものでございます。

第3の改正の内容は、災害その他やむを得ない理由により、遺児手当の認定申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後、15日以内に認定の申請をしたときは、手当の支給は認定の申請をすることができなかった日の属する月から始めるものでございます。

第4の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第61号（提案説明）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険税の算定における資産割額の廃止及び税率の改定等に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料2の概要により御説明をさせていただきます。

改正の概要は、1として、資産割額の廃止と所得割額の税率改定。

2として、国民健康保険税の減額の基準についての見直しでございます。

改正の理由は、1点目が、愛西市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険事業の財政運営の維持を図るため、国民健康保険税の算定における賦課方式を見直すもの。

2点目が、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、1点目が、資産割額の廃止と国民健康保険の被保険者及び介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を改定するもの。

2点目が、軽減判定所得基準の見直しに伴う規定の整備でございます。

施行期日は、1点目の資産割額の廃止と所得割額の税率改定が令和3年4月1日。2点目については、令和3年1月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第62号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第62号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第62号：愛西市火災予防条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第62号、資料の2を御覧ください。

第1．改正の概要は、急速充電設備の全出力の上限を拡大し、火災予防上必要な措置を定めるものでございます。

第2．改正の理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴うものでございます。

第3．改正の内容は、1．急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するもの。

2．急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加するもの。

3．急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く）につきましては、設置の届出を必要とするもの。

4．その他必要な規定の整備をするものでございます。

第4．施行期日は、令和3年4月1日からでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第63号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第63号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第63号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少

及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議をする必要があるからでございます。

議案第63号、資料2を御覧ください。

変更の概要及び理由といたしましては、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合から同組合を脱退させるものです。

変更の内容といたしましては、尾張市町交通災害共済組合に関する規定を削除するものでございます。

施行期日につきましては、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第64号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第64号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、議案第64号につきまして説明をさせていただきます。

議案第64号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定する者とする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称は、愛西市市江地区コミュニティセンターでございます。

指定管理者となる団体は、愛西市東條町西田面11番地1、市江小学校区コミュニティ推進協議会でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由としまして、愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

次ページに資料としまして、指定管理候補者選定結果を添付させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第65号（提案説明）



○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議案第65号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

議案第65号につきまして説明をさせていただきます。

議案第65号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称、愛西市永和地区防災コミュニティセンターでございます。

指定管理者となる団体は、愛西市鱚江町郷裏147番地、永和学区コミュニティ推進協議会でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

提案理由としまして、愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

次ページに資料として、指定管理候補者選定結果を添付させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第66号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議案第66号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第66号の説明を申し上げます。

議案第66号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について。

愛西市永和地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称でございますが、愛西市永和地区公民館でございます。

指定管理者となる団体でございますが、愛西市小津町観音堂27番地、公益社団法人愛西市シルバー人材センターでございます。

指定管理の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市永和地区公民館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

議案第66号の資料といたしまして、愛西市永和地区公民館の指定管理者候補者選定結果を添

付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第67号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第67号の説明を申し上げます。

議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について。

愛西市スポーツ施設等の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称でございますが、愛西市親水公園総合体育館、愛西市立田体育館、愛西市佐織体育館、愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市立田総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場の各施設でございます。

指定管理者となる団体でございます。岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、株式会社 技研サービスでございます。

指定の期間でございます。令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市スポーツ施設等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

議案第67号資料といたしまして、愛西市スポーツ施設等指定管理候補者選定結果を添付させていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第68号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、議案第68号につきまして説明をさせていただきます。

議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について。

愛西市総合斎苑の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称は、愛西市総合斎苑でございます。

指定管理者となる団体は、愛知県津島市宮川町1丁目72番地、あいさい市総合斎苑管理グループでございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市総合斎苑の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

次ページに資料としまして、指定管理候補者の選定結果を添付させていただきました。

以上、よろしくお願いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第69号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,736万5,000円を追加し、総額を303億98万9,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして私から御説明をいたします。

7ページ及び8ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、1億5,260万8,000円を計上しました。

主なものとして、サービス利用の増加に伴い、障害者総合支援給付費負担金1億1,409万4,000円、公定価格の改定などに伴い、子どものための教育・保育給付交付金2,733万9,000円、通所サービスの利用の増加に伴い、障害児通所給付費負担金1,108万3,000円を計上しました。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で6,617万6,000円を計上しました。

内訳は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定に伴い149万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で6,468万円を計上しました。

2目民生費国庫補助金で、システム改修に伴い、障害者総合支援給付費補助金56万1,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金41万8,000円を計上しました。

同じく、3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金で、システム改修に伴い、基礎年金事務委託金85万8,000円を計上しました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、国庫支出金と同様に、障害者総合支

援給付費負担金5,704万7,000円、施設型教育・保育給付費等負担金1,249万円、障害児通所給付費負担金554万1,000円を計上しました。

同じく、2項県補助金、2目民生費県補助金で、受給者の増加等に伴い、障害者等医療費補助金463万6,000円、精神障害者医療費補助金160万6,000円、後期高齢者福祉医療費補助金460万円を計上しました。

20款繰越金で、前年度決算の剰余金のうち繰越財源分を除いた繰越額6億1,082万4,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

私からは、総務部所管の項目について御説明いたします。

11ページ及び12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費におきまして、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、システム利用等手数料とふるさと応援寄附金支援委託料で、合計796万4,000円を計上いたしました。

1枚おめくりをいただきまして、13ページ及び14ページを御覧ください。

同じく、10目基金費におきまして、地方財政法の定めにより、前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金に3億7,100万円を計上しました。

また、公共施設の大規模修繕や更新費用等に備え、公共事業整備基金積立金に1億4,025万8,000円を計上いたしました。

同じく、2項徴税費、2目賦課費におきまして、システム改修経費93万5,000円を計上いたしました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、企画政策部所管に関するものについて御説明申し上げます。

15、16ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、9目新しい生活様式対応事業費で、コロナ禍における新しい生活様式に対応するものとして12節委託料で、窓口での手数料等の支払いをQRコード対応することとするため、レジスター更新委託料11万円を計上しました。あと、納税納付書をスマートフォンでの決済を可能とするため、システム改修委託料72万6,000円を計上いたしました。

また、17節備品購入費で親水公園総合体育館トレーニングルームの券売機を電子マネー対応とするため、体育施設備品229万9,000円を計上いたしました。

続きまして、人件費について御説明申し上げます。

今回の人件費補正につきましては、主に人事異動による給与調整及び令和2年の人事院勧告によるものでございます。

一般会計補正予算書の27ページの給与費明細書を御覧ください。

特別職の期末手当につきましては、令和2年人事院勧告により支給月額が0.05月引下げによる影響で、87万円の減額となりました。

次ページの一般職関係を御覧ください。

補正後の職員数は、令和2年度中の2人退職により、正規職員は427人となり、当初予算編成時と比較して2人の減となりました。

また、再任用短時間勤務職員数は、当初予算編成後において、令和2年度の採用を辞退した職員が1名、令和元年度中に退職した職員が1名の計2名の減員により計16名となりました。

各課におきまして、給料、職員手当及び共済費で増減が生じております。給料で627万5,000円の減、職員手当で1,800万1,000円の減、そして共済費で224万4,000円の増、合わせまして、2,203万2,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因といたしましては、人事異動に伴い過不足が生じたことのほか、当初予算編成時に算入しておりました職員の退職、育児・病気休業者の増などが主に影響をしております。

また、人事院勧告による期末手当の改定による影響額といたしまして、808万6,000円を見込んでおります。

次ページの会計年度任用職員関係を御覧ください。

会計年度任用職員も一般職と同様に、期末手当の支給月額が0.05月引下げとなったことによる影響で71万3,000円の減額となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定及び介護保険特別会計保険事業勘定で、それぞれの予算の最終ページに給与費明細書のほうを記載してございます。これら特別会計の増減につきましては、一般会計と同様の要因であり、それを補正するものでございます。

企画政策部所管の説明は以上でございます。

続きまして、保険福祉部長より御説明いたします。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、保健福祉部所管に係るものについて御説明をさせていただきます。

それでは、17ページ、18ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節で令和3年度からの障害者総合支援法の報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料112万2,000円を計上し、同じく生活困窮者自立支援事業として、失業等で急遽住居を失った方の一時的な居場所を提供するため、一時生活支援事業委託料9万円を計上いたしました。

また、17節備品購入費では、外国人相談者の増加に伴い、意思疎通のための多言語音声通訳機器の購入費3万3,000円を計上いたしました。

19節扶助費では、障害福祉サービスの利用者・利用料の増加に伴い、障害者総合支援給付費2億2,818万8,000円を増額計上し、22節償還金、利子及び割引料で、令和元年度の障害者医療費負担金額確定に伴う償還金として176万1,000円を計上いたしました。

2目老人福祉費、12節委託料では、利用の増加に伴い、配食サービス委託料171万円を増額

計上いたしました。

3目保険年金費で、国民年金法施行令の改正に伴うシステム改修委託料85万8,000円を計上いたしました。

4目福祉医療費の19節扶助費で、受給者の増加に伴い、障害者等医療扶助費1,624万8,000円、後期高齢者福祉医療扶助費940万円をそれぞれ増額計上いたしました。

続いて19ページ、20ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、7目障害児通所支援費で、利用者・利用料の増加に伴い、障害児通所給付費2,216万6,000円を増額計上いたしました。

以上、よろしくをお願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

私からは、健康子ども部の所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書は19ページ、20ページを御覧ください。

3款2項1目の児童福祉総務費の委託料で、制度改正に対応するため、児童扶養手当システム改修委託料46万2,000円を計上いたしました。

次に、児童福祉総務費はじめ2目の児童措置費、5目母子福祉費の償還金利子及び割引料に計上の各返還金は、前年度精算に伴うものでございます。

続いて、児童措置費の施設型給付費と保育園費の永和保育園指定管理料の増額につきまして、法定価格の改定などに伴うもので、施設型給付費で5,231万9,000円を、永和保育園指定管理料は1,419万4,000円を増額計上いたしました。

続きまして25ページ、26ページを御覧ください。

10款6項1目の教育振興費で、前年度清算に伴い、108万6,000円の私立幼稚園授業料等軽減補助金過年度返還金を計上いたしました。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書の15ページ、16ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目事業者継続応援費で、感染リスク低減につながる農作業の自動化・効率化のための機械設備等を導入した農業者に対する補助金として、32万5,000円を計上いたしました。

次に、その下の欄、9目の新しい生活様式対応事業費で、市内の都市計画、農地等に関する地図データをインターネットで閲覧できる公開型の地理情報システム構築するため、委託料として299万2,000円を計上いたしました。

次に、21ページ、22ページを御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費で、県道あま愛西線と市道12号線の交差

部における市道隔切り整備のための道路設計、用地測量等の委託料として701万8,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、消防長より御説明いたします。

**○消防長（横井利幸君）**

私のほうからは、消防本部の所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

23ページ、24ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、10節需用費、修繕料といたしまして本署1階事務室のエアコン修繕料53万円、分署シャッター修繕料80万5,000円、合わせまして合計133万5,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明いたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

15、16ページをお願いします。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、5目緊急経済対策費におきまして、修学旅行の中止等をした場合に発生する企画料及びキャンセル料の保護者負担を支援するため、修学旅行企画補償金498万8,000円を計上いたしました。

23、24ページをお願いします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費におきまして、立田中学校の雨漏りによる破損を修繕するため修繕料88万円を計上いたしました。

備品購入費で特別支援を必要とする児童が中学校に進学することに伴い、必要な机・椅子を購入するため、37万6,000円を計上いたしました。

4項社会教育費、3目文化会館費では、空調機修繕料126万5,000円を計上いたしました。

4目図書館費におきまして、空調機修繕料59万2,000円を計上いたしました。

以上で、令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第70号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・議案第70号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第70号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,566万2,000円とする。本日の提出、市長名でございます。

それでは6ページ、7ページを御覧ください。

歳入におきまして、4款繰入金で、一般会計から職員給与費等繰入金で218万7,000円の増額を、5款繰越金で220万円を計上いたしました。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出におきまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、22節で過年度還付金として220万円の計上でございます。

このほか人件費の補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく御願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第71号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・議案第71号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第71号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,284万1,000円とする。本日の提出、市長名でございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入におきまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、41万8,000円を計上いたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出におきまして、1款総務費で高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴うシステム改修委託料41万8,000円の計上でございます。

以上、よろしく御願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第72号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・議案第72号：令和2年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第72号：令和2年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,553万2,000円とする。本日の提出、市長名でございます。

それでは、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入におきまして、6款県支出金、3項県補助金、3目県補助金で、介護施設等整備事業費交付金として、318万円を計上いたしました。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出におきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金で、簡易陰圧装置設置支援事業補助金として318万円の計上でございます。このほか、人件費の補正をお願いするものです。

以上、よろしく御願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月9日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく御願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時22分 散会

